

# 玄米食育連盟

## 規約

### (名称及び目的)

第1条 本連盟は、玄米食育連盟(以下「連盟」という。)と称し、日本の主食である米、その生きた生命力を持つ「玄米を通し、食べることは生命をいただき、生命を養い、生命を受け継ぐという、食と生命のつながりの基本的な視点を喚起するための食育活動を行う。それにより、健康的な食生活、生命力ある食物の生産、日本の食文化の継承を実現し、更に地域、食糧、地球環境など、その先の課題へとつなげることを目的とする。

### (事業)

第2条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 玄米マイスター資格事業
- (2) 玄米に関する情報および生産、流通・販売、消費者のネットワークづくり
- (3) その他、連盟の目的達成に必要なこと

### (構成員)

第3条 玄米マイスターの資格もしくはそれと同等の見識を有し、本連盟の目的に賛同し活動を継続的に行う個人または団体で、入会を望む者は、第4条に定める「入会規定」により会員の資格を持つことが出来る。

第4条 入会を望む個人および団体は、連盟が定める入会申込書により理事長に申請し、年会費を納入する。玄米マイスター以外の個人及び団体の入会については、理事会の承認を経なければならない。

### (役員)

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 1名以上5名以内
- (3) 理事は、総会により選任する。
- (4) 理事は、同団体から1名までとする。
- (5) 理事長は、理事会の互選により定める

### (任期)

第6条 役員及び委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

### (役員の仕事)

第7条 理事は、理事会を構成し、当事業を主催するソーシャルエデュケーション協会と協議してこの規約の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。理事長は、理事会を代表して業務にあたる。

### (理事会の権能)

第8条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の承認および除名
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (理事会の開催)

第9条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第10条 理事会は、理事長が招集する。

(2)理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(3)理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第11条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第12条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

(2)理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第13条 各理事の表決権は、平等なものとする。

(2)やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

(3)前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(4)理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(会議)

第14条 この連盟の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(2)総会は、会員をもって構成する。

(会議の招集)

第15条 本会の会議は、理事長が招集し会議の議長となる。

(会議の定足数)

第16条 本会の会議は、構成員の総数の半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(会議の権能)

第17条 会議の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決定する。

2 会議は、以下の事項について議決する。

(1) 事業の企画、運営、方針

(2) 規約の変更

(3) 役員の選任及び解任

(4) その他運営に関する重要事項

(特別顧問)

第18条 連盟に特別顧問を置くことができる。

(2)特別顧問は、学識経験がある者のうちから理事会が委嘱する。

(3)特別顧問は、玄米マイスターの教育事業の実施に関し、カリキュラム、コンテンツ開発、資格制度、会員管理に亘り指導助言する。

(除名)

第19条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この規約に違反したとき。

(2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(予算)

第20条 連盟の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第21条 連盟の経費は、受講費、参加費、会費、補助金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

第22条 連盟の年度決算、予算は理事会の承認を要する。

(総本部および事務局)

第 23 条 連盟の総本部および事務局を NPO ソーシャルエデュケーション協会内に置く。

(委任)

第 24 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規約は、令和2年1月1日から施行する。